

京都市教育委員会教育実践功績表彰会議傍聴要項

平成26年7月1日

京都市教育委員会事務局総務部長

1 趣旨

この要項は、京都市市民参加推進条例第7条の規定に基づき、京都市教育委員会教育実践功績表彰会議（以下、「会議」と言う。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴手続

(1) 会議を傍聴できる人数は、原則として10名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。

(2) 会議を傍聴しようとする者は、会議開会予定時刻の10分前までに、予め指定する場所に集合しなければならない。

(3) 次のいずれかに該当するものは、傍聴を許さない。

ア 酒気を帯びていると認められる者

イ 会議の妨害となると認められる器具等を携帯している者

ウ ア及びイのほか、委員長において傍聴を不相当と認める者

(4) 傍聴をしようとする者が、(1)に定める人数を超えるときは、抽選で傍聴人を決定する。

3 傍聴人の遵守事項

(1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。

ア みだりに傍聴席を離れること。

イ 私語、談話又は拍手等を行うこと。

ウ 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

エ 画像の撮影、録音等を行うこと。ただし、報道関係者等で予め委員長の許可を受けたときを除く。

オ アからエまでのほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。

ア 会議を公開しないこととする決定があった場合。

イ この要項に違反し、委員長が退場を命じた場合。

(3) (1)及び(2)のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

4 その他

この要項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、総務部長が定める。